

# 水道施設等修繕待機業務委託仕様書

## 1 一般事項

### (1) 業務名

業務名は、水道施設等修繕待機業務委託（以下「本業務」という）とする。

### (2) 目的

本業務は周南市水道事業給水区域内における給配水管漏水及び機能異常等に対し、市民生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、365日24時間、緊急修繕等に必要な技術者を参集できる体制を確保することを目的とする。

### (3) 履行場所

周南市水道事業給水区域内

### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 業務内容

### (1) 電話受付業務

ア 周南市上下水道局および当直、並びに市民より給配水管の漏水・機能異常等の連絡を365日24時間体制で受け付けるものとする。

イ 受け付けた内容のうち緊急修繕を要する場合は、速やかに修理当番に連絡する。

### (2) 修繕従事業務

ア 電話受付者より緊急修繕の連絡を受けた場合は、概ね1時間以内に修理対応できる体制を整えるものとする。道路掘削を伴う修理の場合は、掘削機械・ダンプトラック等の機器、保安設備、その他必要な工具類の準備も併せて整えること。

イ 修繕に従事する技術者は、行動範囲を1時間以内に参集できる範囲に制限するとともに道路交通法等の法令遵守に努めること。

ウ 修繕工事の施工については、「別紙1」のとおりとする。

### (3) 量水器以降修理1次調査業務

ア 量水器以降の給水管漏水及び機能異常等の修理・相談を受けた場合は、現地にて調査を行い修理依頼者と修理内容・費用等について協議調整をすること。

イ 量水器以降修理1次調査業務については、修繕費用が個人負担となるため「修理依頼書」は発行しない。ただし、修理依頼件数とその対応概要については翌月の修理当番表の提出と共に報告すること。（様式1）

## 3 業務従事人員及び時間

### (1) 電話受付業務

ア 365日24時間体制とする。

イ 基本、同一電話番号で受付を行うこと。

## (2) 修繕従事事務

ア 365日24時間体制で、1日につき2班以上の修繕体制を組むこと。

イ 基本1班につき配管工2名、普通作業員1名の体制とする。

ウ 休日（土曜日・日曜日・祝日・正月期間）は、二交代（8時00分から17時00分まで、17時00分から翌8時00まで）とする。

エ 修繕内容により追加技術者が必要な場合は、各当番業者にて対応すること。

## (3) 量水器以降修理1次調査業務

ア 平日（8時30分～17時30分）は、周南市水道指定給水装置工事事業者で対応することし、必要な体制を整えること。

イ 平日以外は、緊急時以外基本平日に対応する。

## 4 修理当番表の提出

(1) 受注者は、当該月の修理当番表について、その前月の25日までに発注者に提出するものとする。ただし、4月分については、4月1日に提出するものとする。受注者は、既に提出済の当番表に変更があったときは、直ちにその旨を発注者に届け出なければならない。

## 5 関連法令等の遵守、安全教育の徹底

(1) 委託業務の実施にあたっては、水道法、周南市水道事業給水条例のほか建設業法、労働安全衛生法、労働関係法令、その他関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。

(2) 修繕担当者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

(3) 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう業務従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

## 6 機密保持

(1) 受注者は、業務で知り得たことを第三者に漏らしてはならない。

## 7 その他

(1) 台風、寒波等の災害による被害が予測される場合、事前に発注者と協議し、要請があれば別に修繕担当者を待機させるものとする。この場合、待機に要した費用については、別途精算する。

(2) 受注者は善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(3) 仕様書に定めのない事項で必要がある場合及びこの仕様書について疑義を生じた場合には、発注者及び受注者協議の上解決するものとする。

(4) 市民からの漏水等の相談には真摯に対応すること。

8 業務委託契約金額及び修繕費用の支払条件

(1) 前払 無

(2) 部分払 12回(1回/月)

## 「別紙 1」

### 1 修繕工事の施工

(1) 水道施設等修繕工事は、周南市水道事業給水区域内の下記アからオまでとする。

- ア 分水栓からメーターまでの給水装置等に係る修繕工事
- イ 宅地内の止水栓及びメーターきょうの修繕取替工事
- ウ 送・配水管の修繕及び送・配水管等付属具の修繕工事
- エ 消火栓・仕切弁・空気弁の修繕及び弁高調整並びにそれに伴う修繕工事
- オ 上記アからエおよび水道施設の不良に伴う路面復旧工事

(2) 修繕工事の手続き

- ア 発注者が「修理依頼書」を発行し、受注者に修繕依頼の連絡をする。(様式 2)
- イ 修繕依頼の連絡を受けた受注者は、ただちに修繕に取り掛かり、全ての修繕工事を完了するように努めなければならない。ただし、関係者との時間調整、材料の調達等に時間を有する等、発注者が認めた場合はこの限りではない。
- ウ 「修理依頼書(上下水道局返却用)」は、修繕完了後 10 日以内に発注者に返付しなければならない。
- エ 「修理依頼書(上下水道局返却用)」の返付をもって完了の報告とする。提出の際に修繕工事の略図、写真、使用数量(材料、機材及び人役)等を添付すること。

(3) 修繕工事施工時の注意事項

- ア 修繕工事については、発注者の指示する施工方法に基づき行うものとする。
- イ 修繕工事のため道路の交通規制を要する場合には、発注者の承諾を得て実施するものとする。
- ウ 給水装置の所有者又は使用者に事前に修繕工事を行うことを告げ、完了後その旨を連絡するものとする。
- エ 修繕工事が予想と異なった場合及び困難である場合は、発注者に連絡し、その指示を受けること。
- オ 道路掘削を行った際は、発注者及び道路管理者の指示に基づき道路本復旧を行うものとする。

(4) 止水栓の取替

- ア メーター止水栓の修繕の場合、周南市上下水道局給水装置修理実施要綱に基づき、修繕もしくは取替えるものとする。
- イ 甲型止水栓については、発注者の指示に従い取替を行うものとする。

### 2 局負担となる修繕費用の精算

(1) 「修理依頼書」のやり取りにおいて実施した修繕の費用については、山口県公共工事業設計資材・労務単価表等を基に発注者の作成した給水装置修理単価表及び国土交通省公表の必要経費等により別途精算する。これによりがたい場合は、一部見積等を精査し精算する。

(2) 正月期間(12月29日から1月3日)は、休日単価とする。

### 3 損害賠償

- (1) 業務遂行中に受注者の故意又は過失により、損害賠償等を発注者が第三者から請求された場合においては、発注者は、受注者に対し、その損害賠償を請求することができるものとする。

### 4 瑕疵期間

- (1) 満2年以内に施工上の欠陥に起因する事故発生の場合又は道路の陥没等が発生し安全上危険があると認められた場合は、受注者の負担で直ちに修理し、若しくは取替えを実施するものとする。